

群馬県安中総合射撃場において使用料の減免を受けるまで

「群馬県安中総合射撃場使用料減免申請書」の提出

○提出先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁自然環境課野生動物係 あて

○提出方法

郵送、FAX（FAX番号：027-243-7702）、持参、

メール (kanshizen@pref.gunma.lg.jp)



群馬県自然環境課における審査等



審査の結果、
減免にならない場合あり

承認印を押印した使用料減免申請書の副本を送付

※原則、「群馬県安中総合射撃場使用料減免申請書」に記載された住所等に送付します。



各大会や研修会の開催日などの使用日当日に、
群馬県安中総合射撃場へ副本を持参し、減免措置を受ける

※承認印を押印した副本を当日に持参しない場合、減免措置は受けられません。

※個人申請の場合、副本の有効期間は承認日から3か月間です。

※団体申請の場合、該当者の氏名を記載した名簿を添付してください。

※最大3枚まで同時に申請できます。